

令和6年12月2日

医療情報取得加算に係る掲示

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

マイナ保険証を活用することにより、下記情報が利用可能になります。

- ・ 健康保険証の資格の有無
- ・ 高額療養費制度の負担区分
- ・ 薬剤情報
- ・ 特定健診情報

上記の体制により、国が定めた診療報酬算定要件に従い、医療情報取得加算として下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

初診時 医療情報取得加算	1点
再診時 医療情報取得加算（3カ月に1回に限り算定）	1点

各務原リハビリテーション病院

院長 磯野 倫夫

医療 DX 推進体制の整備について

当院では、医療 DX を推進して質の高い医療を提供できるよう、以下の体制整備を行っています。

1. オンライン資格確認システムより取得した診療情報等を活用し、診療を実施しています。
2. マイナンバーカードの保険証利用を推進し、医療 DX を通じて医療を提供できるよう取り組んでいます。
3. 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなど医療 DX に係る取り組みを実施しています。（令和 6 年度導入予定）

令和 6 年 6 月 1 日

各務原リハビリテーション病院

院長 磯野 倫夫